

東京都フリースクール等利用者支援事業(助成金)における手続きの流れ

助成金請求手続き（四半期ごとに年度で4回程度）

【通知文】3依頼事項(1)関連

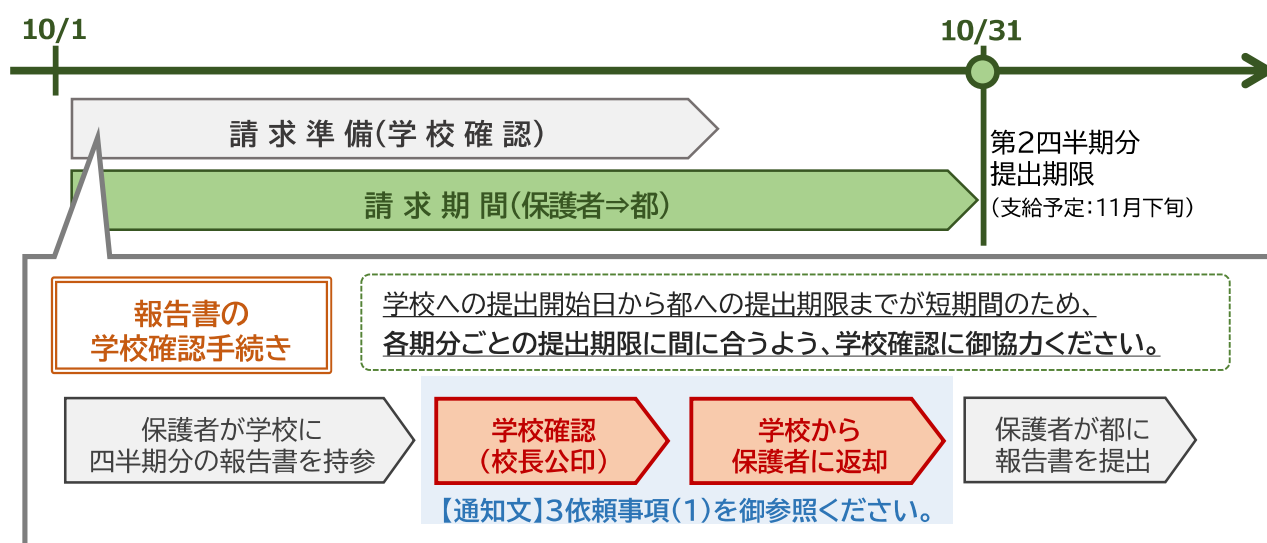
保護者は、下記の報告書学校確認スケジュールに沿って、四半期分の「フリースクール等への通所状況等報告書」(第11号様式)を学校に持参

⇒ 四半期ごとの提出期限に間に合うよう、

報告書の学校確認手続き

にかかる事務処理をお願いします。

請求手続きの流れ（例:第2四半期(7月～9月)分）



<報告書学校確認スケジュール(令和7年度)>

対象利用料	学校への提出開始日	都への提出期限	支給予定
第1四半期(4～6月)分	8月初旬	8/31まで	9月下旬
第2四半期(7～9月)分	10月初旬	10/31まで	11月下旬
第3四半期(10～12月)分	1月初旬	1/31まで	2月下旬
第4四半期(1～3月)分	3月中旬	4/15まで	5月下旬

※ 上記提出期限を過ぎた場合でも、令和8年4月15日までに都に提出されたものについては、支給手続きが行われます。そのため、第1四半期から第3四半期分については都への提出期限後も、保護者が報告書を持参する場合がございます。この場合においても、学校確認手続きの御対応をお願いします。

令和7年度

フリースクール等の
利用者を支援します

利用料助成金

月額最大2万円

東京都では、不登校の小・中学生が、フリースクール等に通う場合の利用料助成を行っています。

助成金の受給には、**交付申請**と**利用状況報告**が必要です。

ホームページで要件等をご確認の上、手続きをお願いします。

※審査の結果、受給できない場合があります。

令和6年度からの主な変更点

- ✓ 交付申請の受付を昨年度よりも1か月程度早め、5月28日から開始します。これに伴い、第1四半期分の支給も最短で1か月程度早い9月下旬に可能となります。
- ✓ 令和6年度にオンライン申請し、交付決定を受けた方は、登録情報(住所・氏名等)が引継がれるため、簡易に申請することが可能です。

主な助成要件等

助成対象者

都内在住の不登校の小・中学生の保護者

・このほか、要件の詳細はホームページでご確認ください。

助成対象となる
フリースクール等

不登校支援を主たる目的としている通所型施設

- ・このほか、東京都が定める要件を満たしている必要があります。
- ・**フリースクール等に作成していただく書類**があります。

助成金額

フリースクール等の利用料に対して月額2万円(上限)を助成

- ・入会金、施設維持費、教材費などは対象外です。
- ・3か月ごとに、**利用状況報告**を東京都に提出した後に、助成金が支給されます。

交付申請受付期間

令和7年5月28日～令和8年2月13日

- ・この期間内であれば、令和7年4月分の利用料まで遡って申請できます。
- ・助成金の支給時期は、申請をした時期によって異なります。

ホームページのご案内

必要書類などの詳細は、
こちらからご確認ください。

オンライン申請が
可能です！



<https://tokyo-fs-support.metro.tokyo.lg.jp>

【お問合せ】

東京都フリースクール等利用料助成金事務局
(受託者: アデコ株式会社)

【受付時間: 9時～18時(日曜日・祝日除く)】

電話

03-6800-8763

申請～受給の流れ

(オンライン申請の場合)

助成金の受給には**交付申請**と3か月ごとの**利用状況報告**が必要です。

交付申請

- ✓ 利用者登録
 - ・ メールアドレスのみで即時登録完了
- ✓ 申請書類を準備する
 - ・ 利用中(予定)のフリースクール等に確認書を記入してもらう
 - ・ 申請者で必要書類を用意する(例:住民票など)
- ✓ オンラインで申請手続き実施

審査・ 交付決定

- 東京都による審査
- 交付決定者には、通知書を通知

3か月ごとに 利用状況 報告

- ✓ 利用状況報告書類を準備する
 1. 利用状況実績報告書
 2. 通所状況等報告書
 - フリースクール等に作成してもらい、在籍校に必要事項を記入してもらう必要があります。
 3. 口座振替依頼書(都様式)
 4. 利用料の支払いがわかる書類
- ✓ オンラインで報告手続き実施

3か月ごとに 助成金 受給

- 東京都による審査、助成金の額確定
- 助成金額確定通知書を通知
- 登録口座へ入金